

正会員入会審査規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第 10 条に基づく正会員入会審査は、本規程の定めるところによる。
- 2 この法人の正会員は、次のいずれかの要件を満たし、正会員 1 名の推薦があり、理事会の承認を得た者とする。
 - (1) 4 年制大学の心理学または心理学関係の学科・専攻等を卒業した者、または認定心理士資格を有する者。
 - (2) (1) 以外の者で、心理学または心理学関係の大学院の課程に在学する者、または同課程を修了した者。
 - (3) 4 年制大学において隣接領域を専攻した者で、卒業後 2 年以上心理学に関連する研究または業務に従事している者。
 - (4) その他、心理学以外の領域の研究者で、修士以上の学位またはそれと同等以上の十分な研究経歴を有し、かつ心理学に関連する研究または業務に従事している者。
- 3 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、1994 年 9 月 20 日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2000 年 3 月 11 日より施行する。
- 3 本規程の改正は、2008 年 9 月 19 日より施行する。
- 4 本規程の改正は、2009 年 6 月 7 日より施行する。
- 5 本規程の改正は、2010 年 6 月 20 日より施行する。
- 6 本規程は、2011 年 4 月 1 日より施行する。